

お子さまの世代のさまざまな危険に備え



学生のための 総合補償制度の (こども総合保険) ご案内

さまざまな危険に対する補償で
楽しい学生生活を応援します。

申込受付日

平成30年3月18日(日)

保険期間(ご契約期間)

平成30年4月1日午前0時から
平成33年3月31日午後4時まで

申込方法

加入申込票に必要事項をご記入・署名の
うえ、保険料を添えてお申し込みください。

加入申込票受付場所

浜松市雄踏文化センター
(物販販売と同じ会場)

学生総合補償制度についてのお問い合わせ窓口

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
浜松支店 浜松第一支社
静岡県浜松市中区下池川15-3
TEL:053-479-1166 FAX:053-479-1168

取扱代理店

遠州鉄道株式会社
静岡県浜松市中区旭町12-1
TEL:0120-414-992 FAX:053-450-0857

さまざまな補償で学生生活上のリスクに備えられます。

学生総合補償制度のメリット

1.

日常生活中における“賠償事故”を補償します。

示談交渉サービスがついていますので、日本国内で発生した事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、示談交渉による負担が軽減されます。

2.

学生生活におけるケガ、熱中症、0-157などの食中毒、身の回り品の損害を補償。

校内・校外を問わず、日常生活中はもちろんスポーツ・レジャー中も補償します。
また、地震や津波などの天災によるケガも補償します。(Aプランのみ)

3.

自転車搭乗中等のケガを手厚く補償します。

大きなケガになる可能性がある自転車搭乗中や運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガを手厚く補償します。登下校に自転車に乗る方や日常の移動手段として自転車に乗る機会が多い方に最適な補償です。

この保険は静岡県立浜松大平台高等学校を保険契約者とし静岡県立浜松大平台高等学校の生徒を被保険者(補償の対象となる方)とする「こども総合保険」の団体契約です。ご加入対象者は静岡県立浜松大平台高等学校の生徒またはその保護者となります。

生徒ご本人の事故

海外での
事故も補償

傷害補償

授業中・学校行事中、課外活動中、登下校中、日常生活中など学校管理下であるか否かを問わず偶然な事故により生徒ご本人がケガ(傷害)を被った場合に補償します。※3

交通事故

- 下校中、車にはねられケガをした。
- 自転車で登校途中、転んでケガをした。



スポーツ中の事故

- スキー場で転んでケガをした。



日常生活の事故

- 犬にかまれケガをした。



天災に関する補償(天災危険補償特約) [Aプランのみ]

- 地震により本棚が倒れてきてケガをした。



熱中症に関する補償 (熱中症危険補償特約)

生徒ご本人が日射または熱射により身体に障害を被った場合に補償します。

- クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れた。



食中毒に関する補償(細菌性食中毒 およびウイルス性食中毒補償特約)

生徒ご本人がO-157等の細菌による食中毒やウイルス性食中毒によって身体に障害を被った場合に補償します。

- 課外活動中、仕出し弁当を食べO-157に感染した。



個人賠償責任危険補償※1 (示談交渉サービス付)※2

生徒ご本人が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスをご利用いただけます。(免責金額0円)

- 自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせた。



(注)左記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。
(注)本人のみ補償特約(賠償責任条項用)がセットされているため、被保険者(補償の対象となる方)は生徒ご本人のみとなりますが、ご本人が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

携行品損害補償※1 (携行品損害補償特約)(A、Bプラン)

生徒ご本人が外出先に携行しているご本人所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の損害を被った場合に補償します(免責金額:3,000円)。

- テニスラケットを折ってしまった。



※1 被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、条項・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項・特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 引受保険会社が、引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。次の場合は、引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合
- ・被害者の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が、引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※3 「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合は「被保険者が自転車に乗っている間の事故によるケガ」、「被保険者が自転車に乗っていない場合に運行中の自転車と衝突・接触した事故によるケガ」に限り保険金をお支払いします。

(注)補償内容及び保険金をお支払いできない主な場合は「お支払する保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

補償内容		保険金額(ご契約金額)					
		Aプラン		Bプラン		Cプラン	
		自転車事故	その他事故	自転車事故	その他事故	自転車事故	その他事故
傷害	死亡・後遺障害保険金額	354.3万円	104.3万円	331.5万円	81.5万円	296万円	46万円
	入院保険金日額 (180日限度)	5,200円	1,500円	4,600円	900円	4,300円	600円
	手術保険金	入院中に受けた手術：入院保険金日額の10倍、 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍					
	通院保険金日額 (90日限度)	2,800円	700円	2,550円	450円	2,400円	300円
個人賠償責任危険保険金額 (免責金額0円)		1億円		1億円		5,000万円	
携行品損害保険金額 (免責金額3,000円)		10万円		10万円		—	
熱中症危険補償・細菌性食中毒 およびウイルス性食中毒補償		—	補償されま す	—	補償されま す	—	補償されま す
天災危険補償		—	補償されま す	—	—	—	—
保険料(一時払)		20,000円		15,000円		10,000円	

※傷害事故補償(その他事故部分)の保険料については職種級別A(生徒)で計算しており、生徒(被保険者)が職種級別B*の職業をお持ちのときは、上記保険料ではご加入いただけない場合があります。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

*職種級別B・・・農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業

(注)告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※上記保険料に、団体割引は適用していません。

ご契約開始の際、被保険者数が20名以上となった場合は、死亡・後遺障害保険金額を調整させていただきます。

※熱中症危険補償特約・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、天災危険補償特約、自転車搭乗中等のみ補償特約、本人のみ補償特約(賠償責任条項用)セット

※携行品損害保険金は、1回の事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円<通貨・乗車券(定期券は補償の対象外です)などは合計5万円>を限度として、損害の額から免責金額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、各保険年度ごとに、携行品損害保険金額が限度となります。

※加入者証は、補償開始から2か月程で当保険の加入者証をご自宅に郵送いたします。加入者証は大切に保管してください。加入者証が届かない場合にはあいおいニッセイ同和損保までご照会ください。なお、加入者証到着以前でも補償は開始されています。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、「こども総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、遠州鉄道株式会社または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、遠州鉄道株式会社または引受保険会社にお問い合わせください。
- こども総合保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(静岡県立浜松大平台高等学校)に交付されます。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目(性別、年齢、職業・職務、他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票等に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(職業・職務、年齢、他保険加入状況、保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 万一事故が発生した場合は、30日以内に遠州鉄道株式会社または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

こども総合保険のお申し込みについて

- ① 申し込み受付場所 浜松市雄踏文化センター（物販販売と同じ会場）
- ② 保険期間（ご契約期間） . 平成30年4月1日0時から平成33年3月31日午後4時まで
- ③ 申し込み受付日 平成30年3月18日（日）
- ④ 保険料の払込方法 申込時に現金で払込みください。
- ⑤ お問い合わせ先 遠州鉄道株式会社 保険営業部 TEL 0120-414-992
引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険（株） 浜松支店 浜松第一支社 TEL 053-479-1166

静岡県立浜松大平台高等学校 行

こども総合保険加入申込票

加入申込日 平成30年 月 日

		(フリガナ) 申込人氏名	-フルネームで署名してください-
自宅電話番号		(扶養者氏名)	
郵便番号	—		
(フリガナ) (ご住所)			

加入プラン

*ご加入のプランに○をつけてください。

プラン	被保険者（生徒）氏名	性別	生年月日	年令	
A (20,000円)	(フリガナ)	男	平成 年 月 日	満 才	
B (15,000円)		女			
C (10,000円)	※職業名・職種名 学生 その他 ()				
★一人暮らし専用のみ					
被保険者の住所（お子さまの下宿先）					
※ 他の保険契約等（注）	○あり	「あり」の場合は、右欄に他の保険契約等の合計保険金額（日額）をご記入ください。	傷害死亡・後遺障害 保険金額（合計） 千円	傷害入院保険金日額 （合計） 円	傷害通院保険金日額 （合計） 円

（注）同種の危険を補償する他の保険契約等、被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等をご記入ください。（団体契約、生命保険、共済を含みます。）
 ・項目名に※の付された欄は告知事項に該当します。これらの欄に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。なお、通知事項およびその取扱いについては「重要事項のご説明」をご確認ください。
 ・加入勧奨時に通知・配布された「重要事項のご説明」の内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「ご契約いただく内容に関する確認事項」をご確認いただき、個人情報の取扱いにご同意いただいたうえで、上記欄に署名してください。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

キリトリ線

キリトリ線

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【学生・子ども総合保険（子ども総合保険）】

学生・子ども総合保険（子ども総合保険）の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

1 基本構成（普通保険約款）の補償内容

補償重複マークがある条項をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、条項の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いされない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

I. 傷害条項

1. 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 被保険者は保険証券の被保険者欄に記載された方となります。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

II. 賠償責任条項

1. 被保険者が偶然な事故による法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

2. 被保険者は保険証券に記載されたご本人となります。なお、保険証券に記載されたご本人とご本人以外の方との関係は、保険金をお支払いする損害が発生した時におけるものをいいます。

(注) 「賠償責任条項の一部変更に関する特約」が自動セットされます。

(注) 「本人のみ補償特約(賠償責任条項用)」のセットにより、被保険者はご本人のみとなります。ただし、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）を被保険者として扱います。

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害条項	死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をういて道路上で競技等(※2)をしている間」
	後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)	
	入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数	
	手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 拔牙手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2)	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>(※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(※2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>		<p>を除きます)</p> <p>イ. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)を行うことを目的とする場所において、競技等(※2)に準ずる方法・態様により、乗用具(※1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(※2)をしている間または競技等(※2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間</p> <p>(※1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。</p> <p>(※2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他所所見のないもの※3</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※4 など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>
	通院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)した場合</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p style="text-align: center;">通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。</p> <p>※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	<p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他所所見のないもの※3</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒※4 など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p>
賠償責任条項	個人賠償責任危険保険金 (賠償責任条項の一部変更に関する特約セット)	<p>① 被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>ア. ご本人の居住する住宅(敷地内の不動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。</p> <p>② 被保険者が、受託物の損壊、紛失または盗難により、その受託物につき正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任についても、保険金をお支払いします。ただし、その受託物が被保険者の居住する住宅内にある間または被保険者によって一時的に住宅外に持ち出された間に損壊もしくは紛失し、または盗難にあった場合に限り、また、</p> <p><補償対象外となる主な受託物></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ● 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物 ● 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品 ● 鉄砲、刀剣その他これらに類する物 ● 被保険者が山岳登山(ピッケ 	<p style="text-align: center;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(※)(0円)</p> <p>(※) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1 事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報の損壊については、1 事故につき、記録情報限度額(500万円)または個人賠償責任危険保険金額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>※ 被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険保</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の職務※2 遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の職務※2 の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族※3 に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生した受託物の損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p>

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		ル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ●動物、植物等の生物 ●建物(付属設備を含みます) ●門、塀または物置等の付属建物など	險金額の割合を乗じた額をお支払いします。 ※日本国内において発生した事故について損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	①被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ④受託物に発生した自然発火または自然爆発 ⑤偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故 ⑥自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑦風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(さじん)等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊 (4)受託物について次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 ②受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任(収益減少に基づく損害賠償責任を含みます) ③受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことにより起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。 ※3 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害条項の保険金をお支払いする特約です。

3 その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
 補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は、保険証券の被保険者欄に記載の方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合	$\text{損害の額} - \text{免責金額}(*)$ (3,000円) (*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者と生計を共にする親族の
補償重複				

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p><補償対象外となる主な携行品></p> <p>①株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等および通貨等については補償対象となります。</p> <p>②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカードその他これらに類する物</p> <p>③パスポートその他これらに類する物</p> <p>④稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物</p> <p>⑤船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品</p> <p>⑥被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を行います）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑦義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物</p> <p>⑧動物および植物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>※ 保険期間を通じ（長期契約の場合は各保険年度ごとに）、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害の額は、修理費または保険価額を基準に決定します。</p> <p>※ 損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。</p> <p>※ 保険価額とは、再調達価額（*1）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（*2）を差し引いた額をいいます。（*3）</p> <p>（*1）損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。</p> <p>（*2）保険の対象が現に使用されている場合は、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。</p> <p>（*3）保険の対象が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。</p> <p>※ 損害の額は、修理費または保険価額を基準に決定します。</p> <p>※ 損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。</p> <p>※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計5万円）が限度となります。</p> <p>※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*1）の合計額が、損害の額（*2）を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*1） ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額（*2）から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*1）を限度とします。 <p>（*1）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>（*2）それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>故意</p> <p>③被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>④被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑦核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑧上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑨差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑩保険の対象の欠陥</p> <p>⑪保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑫保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑬偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p> <p>⑭保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。</p> <p>⑮保険の対象の置き忘れ・紛失</p> <p>⑯磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p>

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【学生・子ども総合保険】 <自転車搭乗中等のみ補償特約セット>

学生・子ども総合保険（子ども総合保険）の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

基本構成（普通保険約款）の補償内容

傷害条項

1. 被保険者（補償の対象となる方）が被った次の傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

- ①自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ②自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被った傷害

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 被保険者は保険証券の被保険者欄に記載された方となります。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害条項	死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<p style="text-align: center;">死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間中に（長期契約の場合は各保険年度ごとに）、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦ 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故</p> <p>ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます）</p> <p>イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間</p> <p>(*1) 乗用具とは、自転車、自動車、原動機付自転車等をいいます。</p> <p>(*2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
	後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<p style="text-align: center;">死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)</p> <p>※ 保険期間を通じ（長期契約の場合は各保険年度ごとに）、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	<p style="text-align: center;">入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。</p>	
	手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 拔牙手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 <p>② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。</p>	<p>① 入院中に受けた手術</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p>	
	通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます）した場合	<p style="text-align: center;">通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日</p>	

条項	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは、通院に含みません。	以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。	

重要事項のご説明

契約概要のご説明 [学生・子ども総合保険(子ども総合保険)]

平成 28 年 4 月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

学生・子ども総合保険は、学生やお子さまを取り巻く傷害（以下「ケガ」といいます）による事故や損害を補償する保険で、次の基本となる補償により構成されています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
普通保険約款	補償の種類	補償の概要
傷害条項	ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。 （注）
賠償責任条項	賠償責任の補償	被保険者が日常生活上の偶然な事故などにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

(注)「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合は被保険者が自転車に搭乗している間の事故によるケガ、自転車に搭乗していない被保険者が運行中の自転車と衝突・接触した事故によるケガに限り保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

基本となる補償の被保険者の範囲は以下のとおりです。なお、「本人」と「本人以外の被保険者」との関係は保険金支払事由発生時のものをいいます。

条項	被保険者の範囲
傷害条項	本人
賠償責任条項	本人 ※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注）を被保険者とします。

(注) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

条項	保険金をお支払いできない主な場合
傷害条項	①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ②次の場合についても保険金をお支払いできません。 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（*3） （*1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 （*2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。 （*3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
賠償責任条項 （注）	①次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など ②次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者の職務（*1）遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者の職務（*1）の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族（*2）に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用

条項	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>人を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 <p>③ 次のいずれかによって発生した受託物の損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 受託物に発生した自然発火または自然爆発 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故 自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 風、雨、雪、雹もしくは砂塵等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊 <p>④ 受託物について次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みます） 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 <p>(※1) 職務には、アルバイトおよびインターンシップを含みません。 (※2) 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>

(注) 「賠償責任条項の一部変更に関する特約」が自動セットされます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(5) 保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は保険金額、保険期間等により決まります。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の「[保険商品・契約内容に関するお問い合わせについて](#)」、「[保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について](#)」および「[指定紛争解決機関について](#)」をご確認ください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

- （1）申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- （2）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①職業・職務（注1） ②同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注2）の有無
------	----------------------------------------------------------------

（注1）職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

【職種級別表】

職種級別	職業例
A	●学生・無職者 ●下記B以外の職業従事者 など
B	●農林業作業員 ●採鉱・採石作業員 ●木・竹・草・つる製品製造作業員 ●漁業作業員 ●自動車運転者（助手を含む） ●建設作業員

（注2）タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、条項・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項・特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な条項・特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 死亡保険金受取人

- （1）死亡保険金受取人を定めなかった場合、死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- （2）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- （1）申込人または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡する義務（通知義務）があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項	被保険者が職業・職務を変更した場合
------	-------------------

- （2）被保険者が職業・職務を変更した場合で、下記の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- （3）ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、契約条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- （1）補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- （2）補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

ケガの補償、賠償責任の補償（個人賠償責任危険保険金）

「契約概要のご説明」**2基本となる補償、保険金額の設定等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- （1）解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- （2）始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事からを発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は次のとおりとなります。

補償内容	保険期間が1年を超える場合	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	90%（注）	90%（注）

（注）保険期間が5年を超える場合等で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については90%を下回る場合があります。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■ 無効、取消し、失効について

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
 - ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ② 被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還しません。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■ 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など

■ 事故が発生した場合

1 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故に関わる示談交渉・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した個人賠償責任危険保険金お支払いの対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した賠償事故で個人賠償責任危険保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合
- ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 携行品、受託物賠償責任を補償するご契約の場合、対象となる盗難事故が発生したときは、遅滞なく警察に届け出てください。
- (5) 被保険者が実際に被った損害などの補償については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜引受保険会社がお支払いする保険金の額＞（注1）

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3) 被保険者であることを確認する書類	
書類の例	・各種名簿 など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類	
書類の例	・印鑑証明書、資格証明書 ・戸籍謄本 ・委任状 ・未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・質権者への支払確認書 ・保険金直接支払指図書 ・債務額現在高通知書 など
(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(7) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書、盗難届証明書など） ・扶養者などの戸籍謄本 ・損害物の写真 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・被害品の価格を証明する書類 ・修理見積書 ・領収書 など
③ その他の書類	
書類の例	・他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご契約いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認ください。ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

- 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年齢」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- 「他の保険契約等」「保険金請求履歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
- 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めての補償など）

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

- 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】	遠州鉄道株式会社
【電話番号】	0120-414-992 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問い合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～17:00

(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※ご加入の団体名(静岡県立浜北西高等学校)をお知らせください。

「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。

※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

0120-985-024 (無料)

※受付時間[24時間365日]

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般のご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

**[ナビ
ダイヤル] 0570-022-808**

(全国共通・通話料有料)

※受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]

※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは03-4332-5241におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

<引受保険会社> あいおいニッセイ同和損害保険株式会社